

平成28年度交通安全県民運動優秀活動団体表彰受賞団体が決定しました！

平成28年中の春・秋の交通安全県民運動期間中、優れた交通安全活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚と地域の交通事故防止に顕著な成果をあげた団体として、3つの団体が決定しました！

今回表彰された3団体は、今後も地域における交通安全活動推進のリーダー的存在としてのご活躍が期待されます。

奈良県立生駒高等学校

自転車マナーアップモデル校に指定されたことを受け、自転車マナーアップ隊を結団し、生徒一人ひとりが模範となる自転車乗車に努めるとともに、自転車事故防止の啓発活動に積極的に取り組んでいる。



一般社団法人 桜井青年会議所

春・秋の交通安全県民運動期間中には、各団体と協働し積極的な取り組みを実施し、「卑弥呼の里交通安全宣言」では、他の参加団体等とともに啓発物品の配布、車両運転者等に事故防止の呼びかけ、など様々な交通安全活動に取り組んでいる。



下市町立下市中学校

春・秋の交通安全運動において、学校PTAと協力して「通学自転車点検」等の行事を実施しているほか、毎月1日・15日の交通安全日においても交通事故防止に努めており、日頃から地道な活動を通じて、子ども達の交通事故防止・保護誘導に努めている。



改正道路交通法が施行されます（平成29年3月12日スタート）

75歳以上の高齢者による事故情勢が厳しくなっていることから、平成27年6月17日公布の「道路交通法の一部を改正する法律」により、認知機能（運転に必要な記憶力や判断力）の低下のおそれがある高齢運転者に、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行うための施策が、平成29年3月12日よりスタートします。

※道路交通法改正点

- ①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設
- ②臨時適正検査制度の見直し
- ③高齢者講習の合理化・高度化

詳細は、奈良県警察HP (<http://www.police.pref.nara.jp/0000000370.html>) をご覧下さい。